

## 茨城県県民運動保険制度実施要項

### (目的)

第1条 この要項は、県民運動実施グループ等の参加者が不測の事故により、当該活動の参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、参加者が法律上の賠償責任を負った場合及び参加者が偶然な外来の事故によって死亡又は傷害を負った場合に茨城県県民運動保険制度（以下「保険制度」という。）をもってこれを補償することにより、県民が安心して県民運動に参加できる地域社会の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県民運動実施グループ等 県内で県民運動を実施するために集まった任意のグループ又は県民運動以外を主たる目的とする団体が県民運動を実施する場合等をいう。
- (2) 県民運動 地域活動、社会福祉活動、社会奉仕活動及び青少年育成活動等で、本来の職場や学校等を離れて自由意思のもとに行う公益性のある直接的活動をいう。ただし、政治、宗教及び営利を目的とする活動を除く。
- (3) 参加者 県民運動の実施について企画する発起人及び発起人に賛同して直接参加する者をいい、当該活動の観覧者や応援者は含まない。
- (6) 補償対象者 県民運動の参加者

### (保険契約による制度の保全)

第3条 茨城県は、保険制度を保全するための手段として、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結する。

### (保険期間)

第4条 前条で契約した保険契約は年度契約とし、契約期間は契約日から3月31日までとする。

### (対象事故)

第5条 保険制度の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 賠償責任事故 賠償補償対象者が、県民運動中に他人の生命、若しくは身体を害し又は他人の財物を滅失・き損若しくは汚損した場合において、法律上の賠償責任を負担することによって損害を被る場合。
- (2) 傷害事故 傷害補償対象者が県民運動中に発生した偶然の事故により死亡又は負傷した場合。

(適用除外)

第6条 前条第1号の規定にかかわらず、事故が次の各号のいずれかに該当する場合は、保険制度による補償の対象としない。

- (1) 賠償補償対象者の故意による場合
- (2) 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうの場合
- (3) 地震、噴火、津波、洪水その他の天災による場合
- (4) 賠償補償対象者の使用又は管理に係る車両若しくは動物による事故による場合
- (5) その他保険契約に適用される約款及び特約条項で免責とされる事故の場合

2 前条第2号の規定にかかわらず、事故が次の各号のいずれかに該当する場合は、保険制度による補償の対象としない。

- (1) 傷害補償対象者又はその法定代理人の故意若しくは重大な過失または法令違反
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (3) 地震、噴火またはこれらによる津波
- (4) 傷害補償対象者の脳疾患、疾病又は心身喪失による場合
- (5) 傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による場合
- (6) 山岳・海難・災害等の救助活動、高所での枝打ちやチェーンソーを使用した草刈等の作業、銃器を使用する害獣駆除活動その他危険な活動による事故の場合
- (7) 他覚症状のないむち打ち症又は腰痛の場合

(8) 傷害補償対象者が法令に定められた運転資格を持たず、又は飲酒、薬物使用等正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故の場合

(9) その他保険契約に適用される約款及び特約条項で免責とされる事故の場合  
(賠償責任事故の補償金の額等及び限度額)

第7条 賠償責任事故に係る補償金の額は、当該事故により賠償責任を負った賠償補償対象者が被害者に支払った賠償金とし、次に掲げる金額を限度とする。

(1) 他人の身体に損害を与えた場合 1人につき1億円。ただし、1事故につき3億円を限度とする。

(2) 他人の財物に損害を与えた場合 1事故につき100万円。

2 賠償責任事故の対象となる損害は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 治療費、休業補償、慰謝料等の損害賠償金

(2) 損害の防止又は軽減のために支出した費用

(3) 訴訟、仲裁、調停等に係る費用(保険会社の承認を得たものに限る。)

(傷害事故の補償金の額)

第8条 傷害事故に係る補償金の額は、県民運動中の傷害事故を直接の原因として傷害補償対象者が死亡し、又は負傷したときに、次の各号に掲げる区分によるものとする。

(1) 当該事故の日から180日以内に死亡したとき その者の法定相続人に対して500万円。ただし、次号により後遺障害に係る補償金を既に支払った場合には、500万円からその当該補償金額を控除した額とする。

(2) 当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき その者に対して500万を限度として、別に定める障害の区分に応じた割合を乗じて得た額

(3) 生活機能又は業務能力の滅失をきたし、入院による治療を受けたとき 当該事故の日から180日を限度として入院日数1日につき3,000円

(5) 生活機能又は業務能力の減少をきたし、通院による治療を受けたとき 当該事故の日から180日以内において90日を限度として通院日数1日につき2,000円。

(事故の報告)

第9条 県民運動中に発生した事故に起因し、補償を受けようとする者は、速やかに茨城県県民運動保険制度事故報告書（以下「事故報告書」という。）を保険会社に提出するものとする。

（事故の判定）

第10条 保険会社は、前条により事故報告書の提出を受け、当該事故が保険制度の対象であるか判定し、知事に報告するものとする。

（請求手続）

第11条 賠償責任事故に係る補償金を受けようとする者は、被害者との間で損害賠償に関する示談が成立した後に、補償請求に必要な書類を保険会社に提出するものとする。

2 傷害事故に係る補償金を受けようとする者（補償の対象者が死亡したときはその法定相続人）が、次に掲げる時期に必要な書類を保険会社に提出するものとする。

- (1) 後遺障害を生じたとき 障害の状況が固定したとき又は事故の日から180日を経過したとき。
- (2) 入院又は通院による治療を受けたとき 入院及び通院による治療が終わったとき又は事故の日から180日を経過したとき。

（所管課）

第12条 この要項に定める事務は、県民生活環境部女性活躍・県民協働課で処理する。

（準用）

第13条 この要項に定めるもののほか、保険契約に関する事項については、補償保険契約に適用される約款及び特約条項の規定を準用する。

（その他）

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

## 附 則

この要項は、令和元年7月4日から施行し、保険契約期間中に発生した事故に起因する補償について適用する。